

第2編 都市の復興

第3章 住宅の復興

本格的な復興まちづくりに取り組むためには、住宅の確保が不可欠である。

災害によって住宅に被害を受け、応急的な修理を必要とする被災者や、一時的に応急住宅に居住せざるを得ない被災者が発生する。

このような被災者に対し、応急的な住宅の供給等の施策を迅速に実施する。

また、応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためのプログラムを作成し、推進する。

第3章 第1節

被害状況の把握

被災者の自力再建を支援し、着実な住宅復興を促進することにより、早期に被災者の生活の安定を図るため、住宅の被害状況を的確に把握する。

3章

1 住宅の被害状況の把握

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課・住宅課	都市計画課・住宅課

被災直後に、応急仮設住宅等の必要量の概算や、区の住宅復興計画の策定等に必要となる公共住宅・民間住宅の被害概況の把握・分析を行う。また、被災後1か月程度をめどに、住宅の被害状況を把握・分析し、都へ報告する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 随時	家屋被害概況の把握・分析を行う
1週間以内	都へ住宅の被害概況を報告する
1か月以内	家屋被害状況調査等の把握・分析を行う
1か月程度	都へ住宅の被害状況を報告する

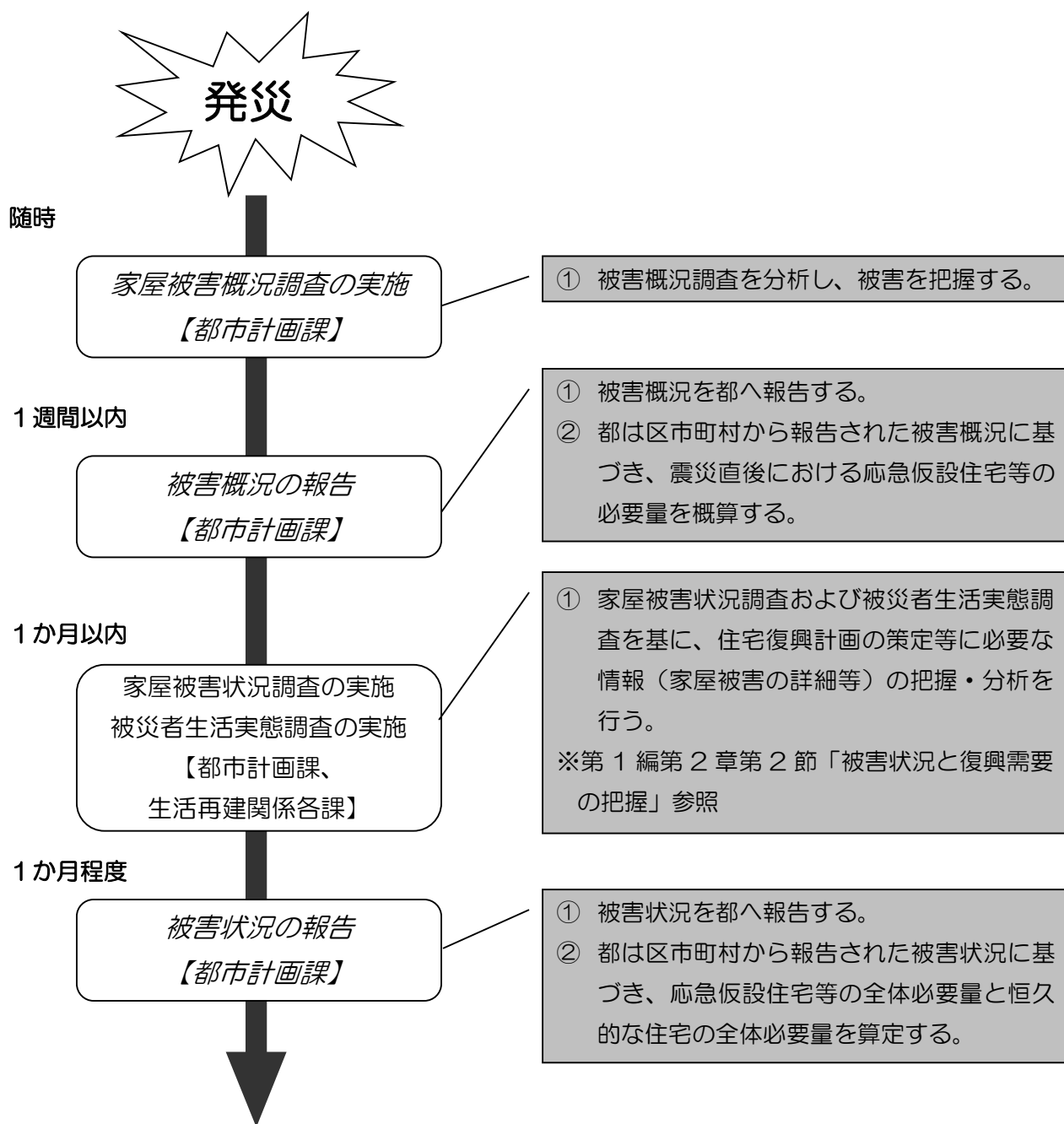
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 住宅の供給については、応急修理や一時提供住宅等の施策を中心に検討し、可能な限り仮設住宅建設の戸数を減らすよう留意すること。
- 各種被害情報が職員間で共有できるよう、データベースの構築を進めておくこと。
- 練馬区として、応急的な住宅の供給ビジョン（応急仮設住宅中心、あるいは一時提供住宅中心）を明確にしておくこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 被害概況調査（地図・調査票）
- 被害状況調査（地図・調査票）
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 被災者実態調査データ
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第023-1 住宅の被害状況の把握 詳細手順
- 資料第023-2 住宅の復興に向けた関係法令等
- 資料第023-3 仮設住宅必要量概算シート
資 155～157 ページ

3章

2 区営住宅等の被災度区分判定の実施

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第3節 住家被害認定調査

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
施設管理課、住宅課	施設管理課、住宅課

速やかな区営住宅、高齢者住宅、従前居住者住宅の復旧に向け、被災した建物について、建替えか補修かを判断するため、被災度区分判定の実施により施設の損傷の程度や状況を的確に把握する。

都営住宅等については都・公社が判定を実施する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間程度	被災度区分判定の実施体制を整える
1週間以降	被災度区分判定を実施する
終了後	判定後、結果を集約し、都に報告する

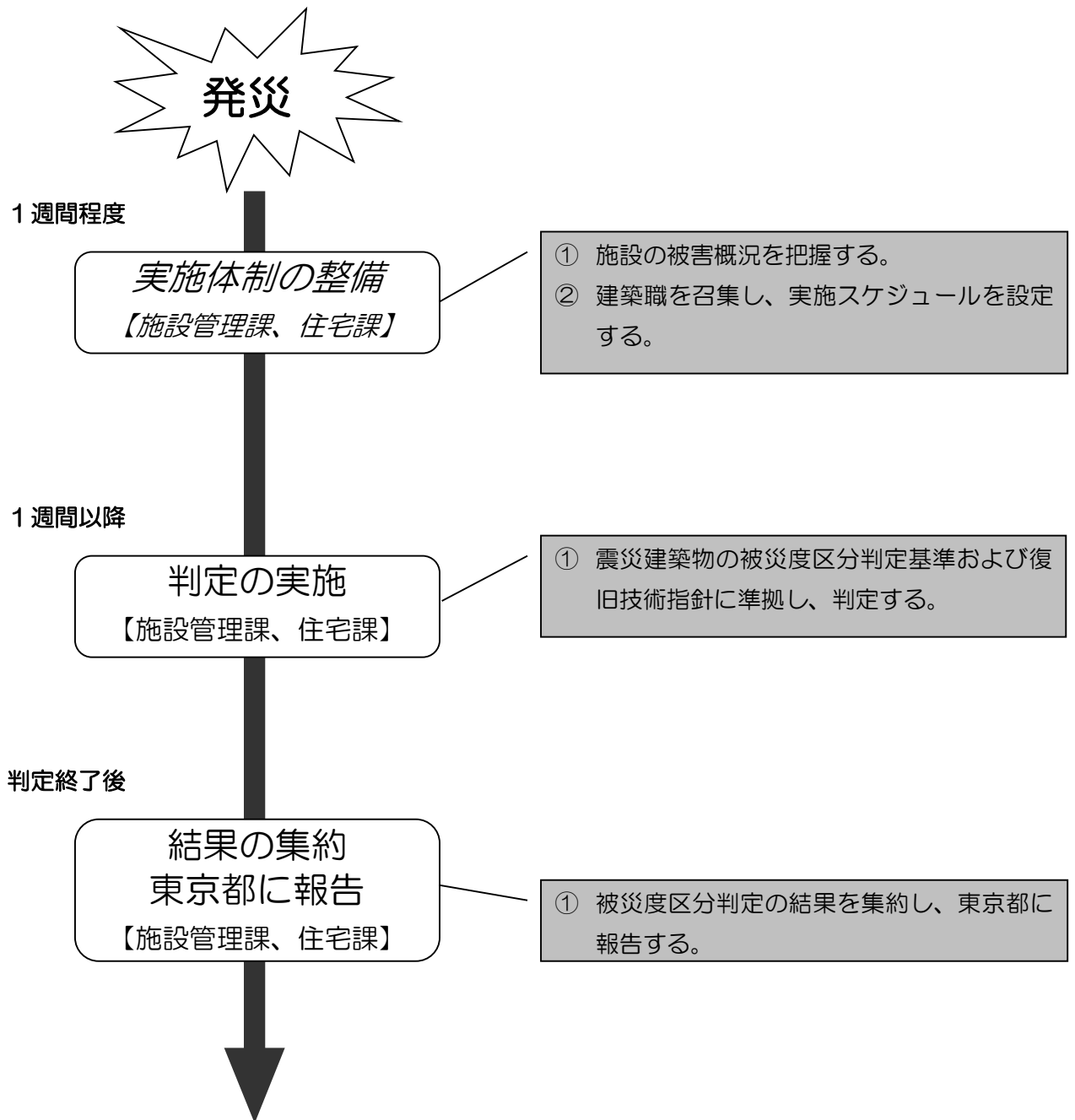
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 被災度区分判定は、基本的には建築所有者や管理者が、建築構造技術者に依頼し実施するものである。区民には、民間住宅の被災度区分判定実施機関の紹介を検討すること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 住宅施設所在地リスト
- 設計図面
- 各施設の被災概況データ
- デジカメ
- 筆記具
- 調査器具

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-4 被災度区分判定の実施にあたって留意すべき点
- 資料第 023-5 【参考】東京都の被災度区分判定調査班の編成等案

資 159～161 ページ

3章

3 応急危険度判定の実施

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
建築課、土木部	建築課、土木部

被災直後において、余震等による二次被害を防止するため、被災した住宅について倒壊や崩落などの危険性を迅速に調査・判定し、調査結果（危険度ランク別ステッカー）を建物等に掲示する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	判定員への参集要請を行う
1日以内	判定実施地域に対し、事前に周知する
1週間以内	住宅の危険度判定を実施する
終了後	調査結果を集約し、都に報告する

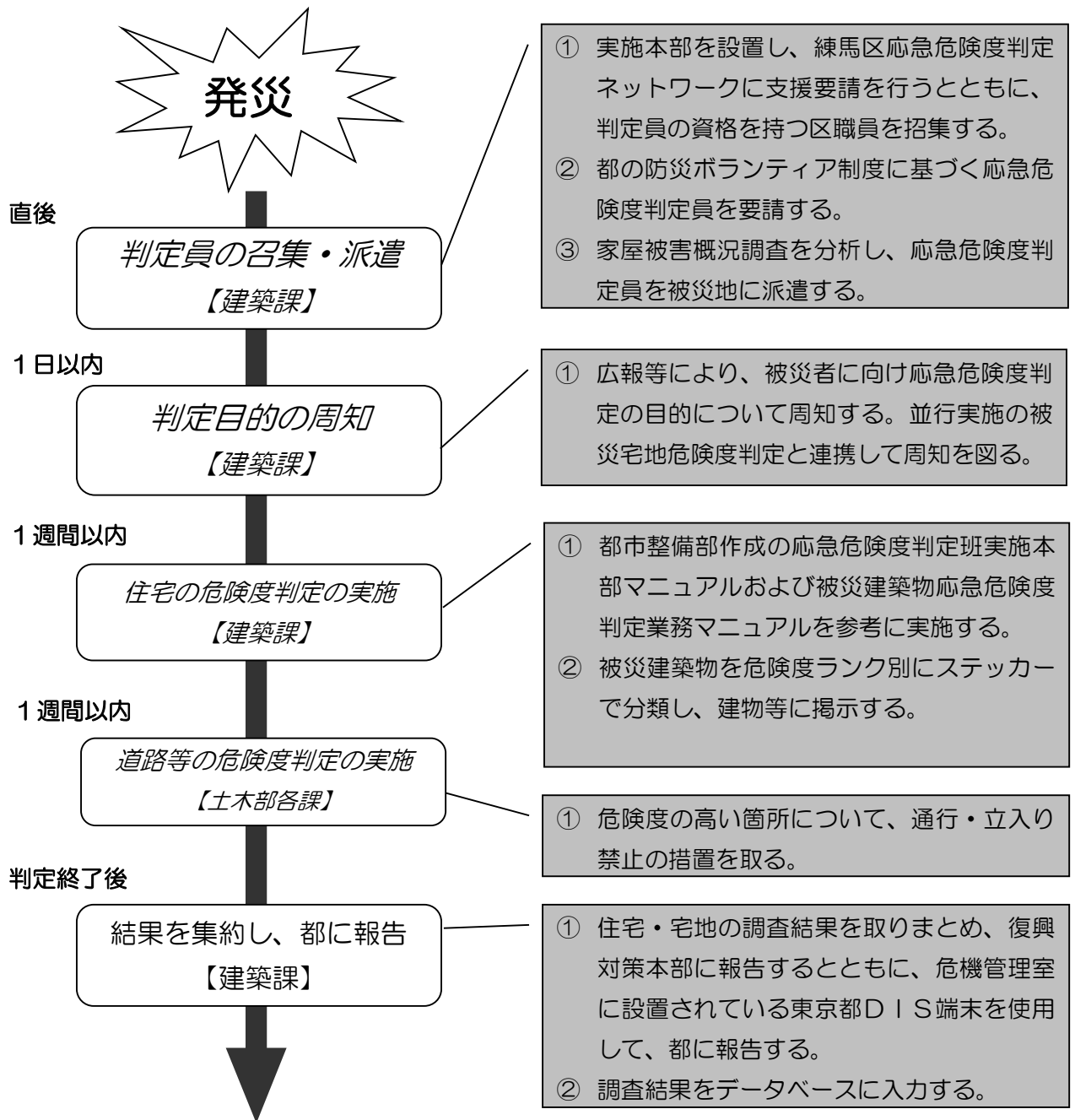
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 被災度区分判定との目的・調査方法の違いに留意すること。
- り災証明書発行のための調査については、別途、住家の公的被害認定調査（家屋被害状況調査）として実施する。
- 住宅の応急危険度判定については建築課が、被災宅地危険度判定（次項）については開発調整課が担当する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

- 被害概況調査（地図・調査票）
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 判定員リスト
- デジカメ
- 判定資機材（資料編を参照）

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-6 応急危険度判定業務
 - 資料第 023-7 応急危険度判定・被災度区分判定の考え方
- 資 160～162 ページ

3章

4 被災宅地危険度判定の実施

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第1節 被災住宅等対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
開発調整課、土木部	開発調整課、土木部

被災直後において、余震等による二次被害を防止し、住民の安全を確保するために、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を調査し、その結果を宅地の使用者等に知らせる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	判定士への参集要請を行う
1日以内	判定実施地域に対し、事前に周知する
1週間以内	被災宅地の危険度判定を実施する
終了後	調査結果を集約し、都に報告する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

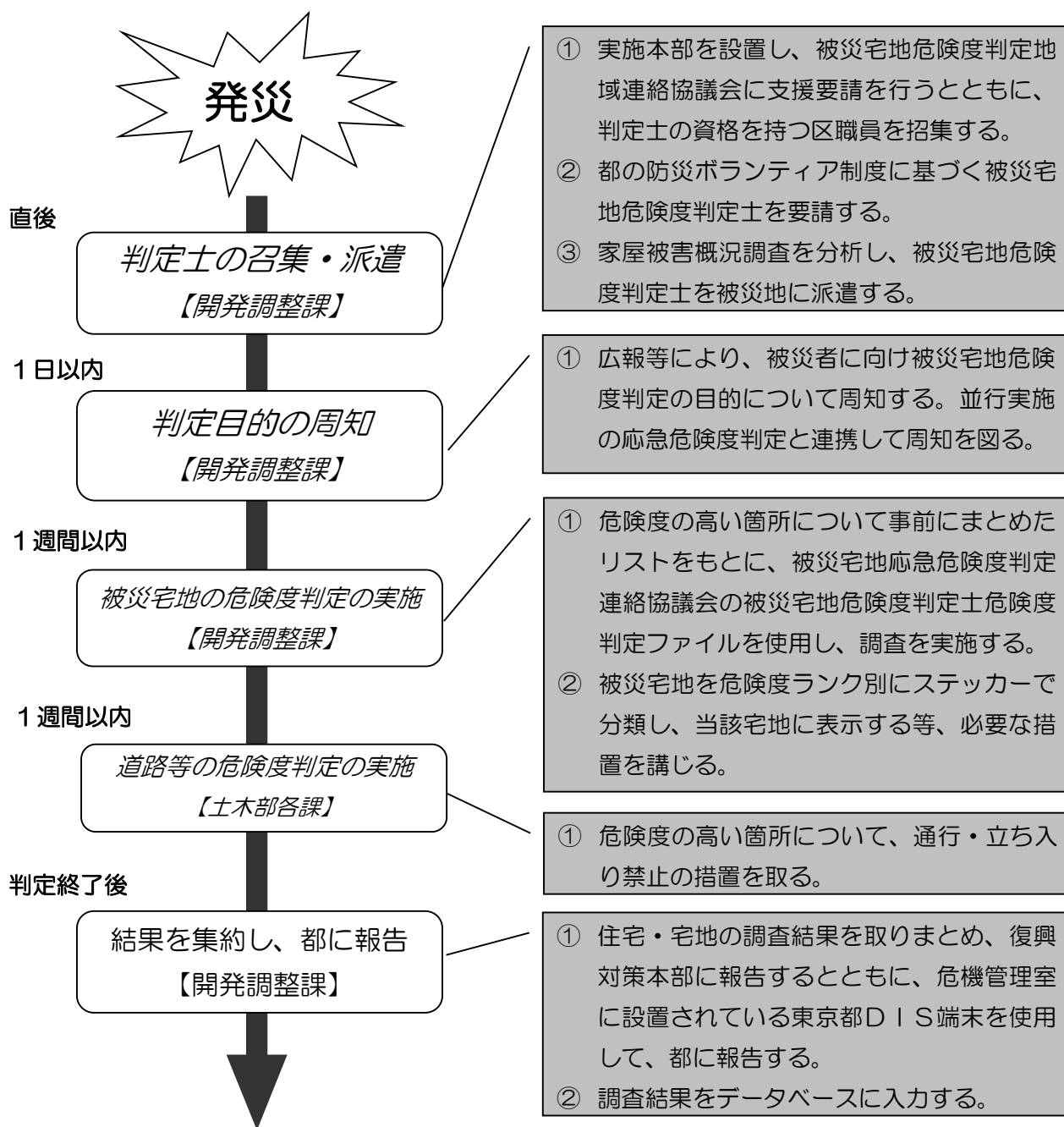
事前準備

- 宅地の危険度判定については、事前に危険度の高い擁壁の箇所などをリスト化しておくこと。
- 被災宅地危険度判定士の名簿作成、連絡体制の整備、研修の実施。
- 判定に必要な判定資機材（地図、宅地一覧、判定ステッカー等）の備蓄。

留意事項

- 住宅の応急危険度判定（前項）については建築課が、被災宅地危険度判定については開発調整課が担当する。
- 宅地造成等規制法第2条第1項第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 被害概況調査（地図・調査票）
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 判定員リスト
- デジカメ
- 判定資機材（資料編を参照）

☆ この項に関連する資料ページ

- （再掲）資料第 023-6 応急危険度判定業務
 - （再掲）資料第 023-7 応急危険度判定・被災度区分判定の考え方
- 資 160～162 ページ

第3章 第2節

応急的な住宅の確保

避難所生活を早期に解消して、一日も早い生活復興に向けての足がかりとするため、被災住宅の応急修理および一時提供住宅・応急仮設住宅の供給を行う。

半焼・半壊の住宅については、地域での居住継続を確保するとともに、がれきの一時的な大量発生を抑制するため、可能な限り応急修理・補修で対応する。

全焼・全壊住宅の居住者のうち自己の資力で住宅を確保できない者については、一時提供住宅、応急仮設住宅等の仮住宅を供給する。

3章

1 被災住宅の応急修理

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第1節 被災住宅等対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
建築課、住宅課	住宅課

震災によって半焼・半壊した民間住宅のうち、継続して利用が可能な住宅に対し、居住に必要な最小限の応急修理を東京都と連携して行う。応急修理の募集・選定は区が行い、業者との契約は都が行う。

応急修理は、避難拠点の早期解消、応急仮設住宅の需要抑制、被災住宅の撤去にかかるがれきの抑制等、実施によりさまざまなメリットが考えられるため、積極的に周知を図る。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以降	応急修理実施予定戸数を算出する
1週間以降	応急修理の募集・選定をする
1か月まで	都の依頼を受け、施工を確認する

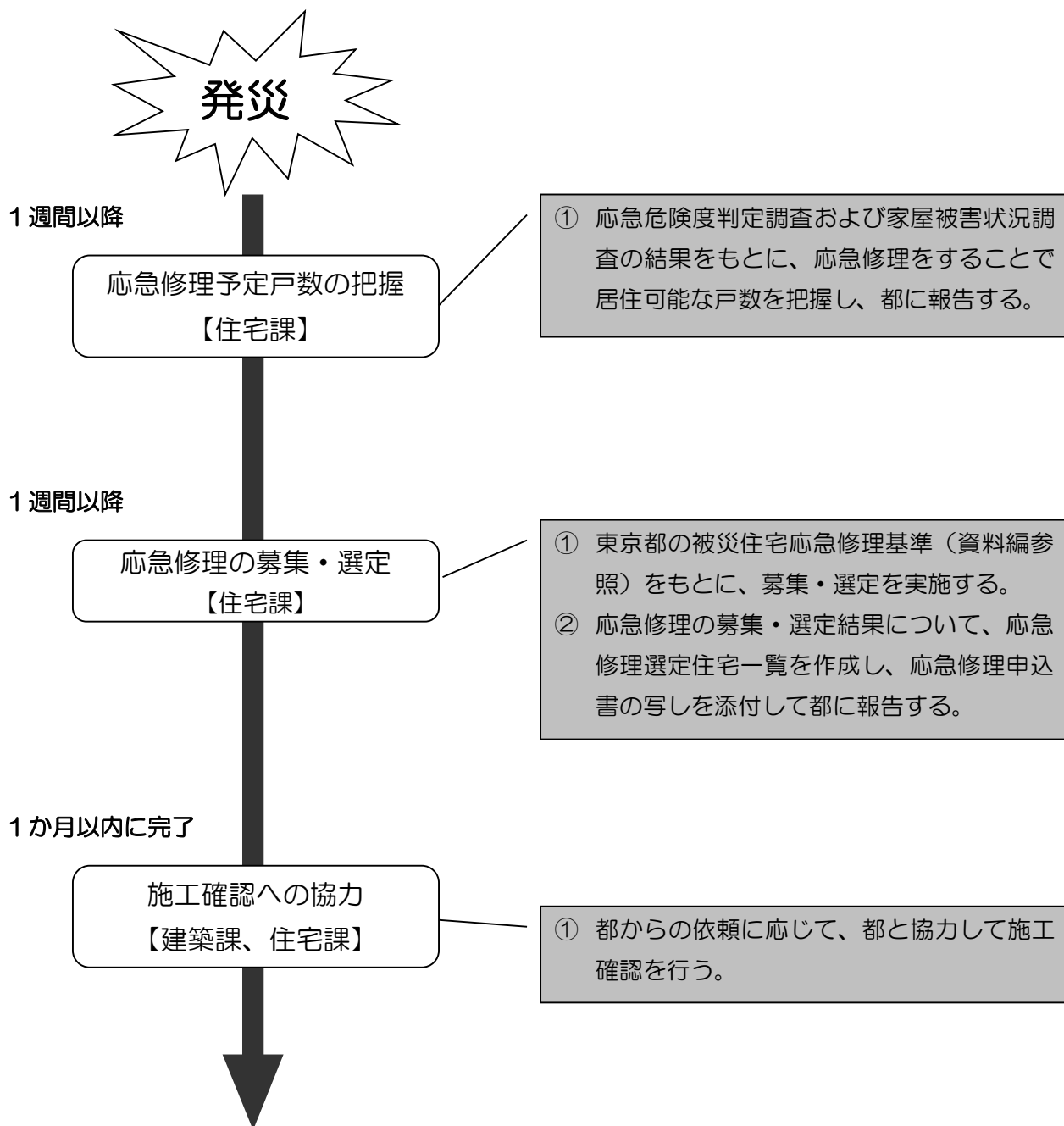
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 応急修理は基本的に仮復旧工事という位置づけであり原状復元工事でないため、希望者に誤解を与えないよう、周知には注意を払うこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 応急危険度判定調査（地図・調査票）
- 被害状況調査（地図・調査票）
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 応募者リスト
- 筆記具

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-8 住宅の応急修理の手続および流れ
- 資料第 023-9 【参考】応急修理手続きの簡素化（平成 16 年新潟県中越地震・新潟県）
資 163~164 ページ

3章

2 住宅復興計画の策定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

復興期における、区の住宅施策のマスタープランとなる住宅復興計画を策定し、区民に公表する。

計画策定に関しては、都市復興基本方針および都市復興基本計画との整合を図る。

必要に応じ、都市計画審議会等の審議を受け計画を策定する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以内	計画策定のための専管組織を設置する
1か月以内	住宅復興計画骨子案を策定する
3か月以内	住宅復興計画原案を策定し、公表する
6か月以内	住宅復興計画を策定する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

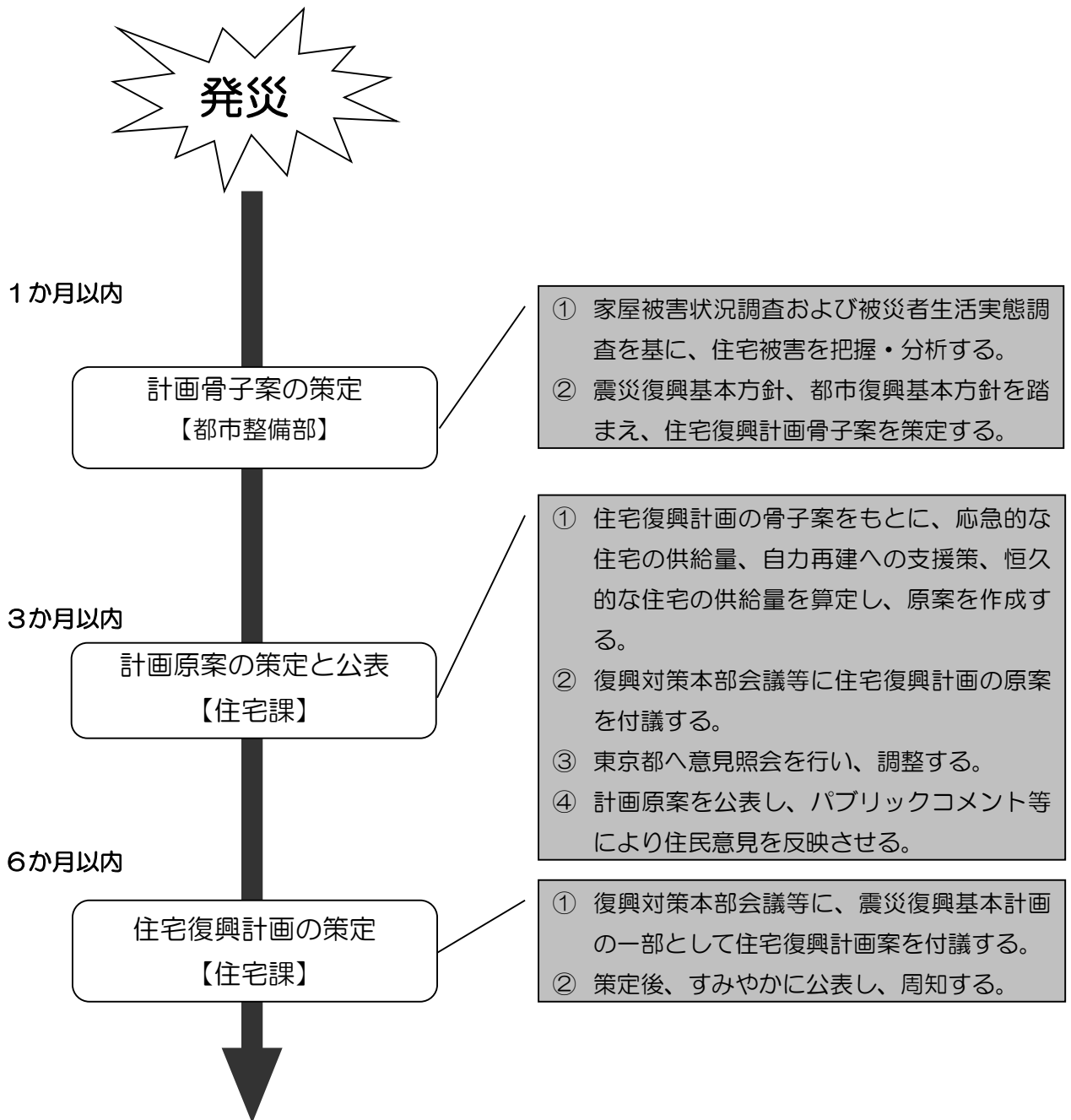
事前
準備

- 住宅復興計画（骨子案）は、東京都復興マニュアルに示されている住宅復興計画のフレーム案（資料編参照）を参考に、事前に用意しておくこと（被災度別に数パターン）。

留意
事項

- 住宅復興計画は、東京都が策定する住宅復興計画と十分な調整を行うこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 被害状況調査（地図・調査票）
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 被災者実態調査データ
- 震災復興基本方針
- 都市復興基本方針
- 学識経験者リスト

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-10 【参考】東京都の住宅復興計画のフレーム案

資 165 ページ

3章

3 仮設住宅等応急的な住宅の確保

★地域防災計画
 II 防災本編
 第6章 区民生活の早期再建
 第8節 応急住宅対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

家屋被害状況調査等に基づき、応急仮設住宅を都と協力して建設する。

区は、建設可能用地の確保、概算必要量・供給可能量の算出等を行い、都に必要な数を報告する。

また、応急仮設住宅の建設に時間を要することが予想される場合、空き公営住宅の災害時一時使用や、民間アパート等の賃貸住宅を一時提供住宅として借り上げる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 3日 以降	建設可能用地・空き家情報の収集
1 か月程度	全体必要量の算出
2 か月以内	応急仮設住宅の建設協力

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

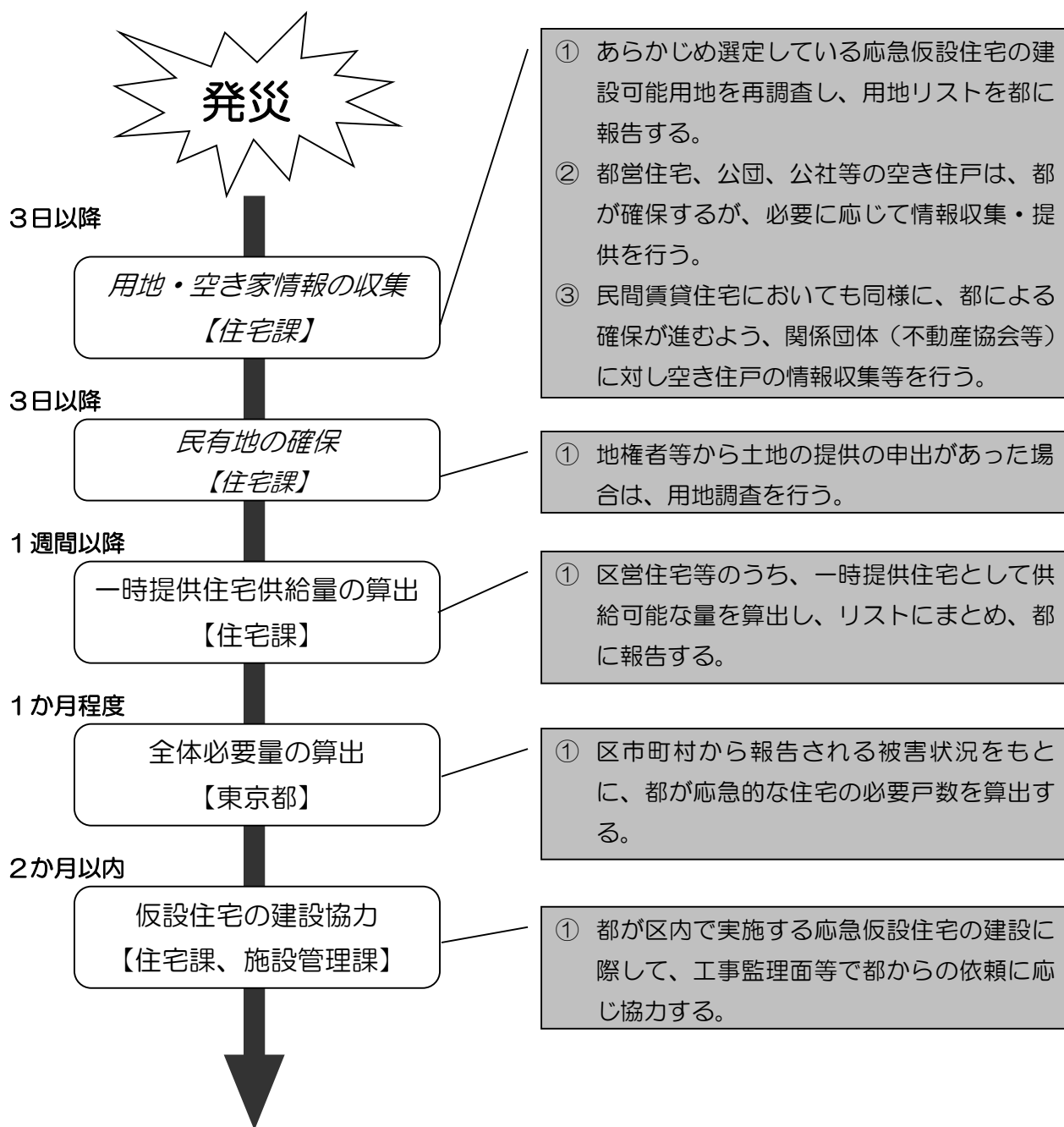
事前準備

- 生産緑地、鉄道の高架下、企業所有の大規模な用地、住宅展示場、駐車場などについて、仮設住宅用地として使用できるか検討すること。
- 被災後、速やかに住宅を確保できるよう、民間賃貸住宅については宅建業界等の業界団体との協定・協議を行っておくこと。

留意事項

- 一時提供住宅は、居住期間が短ければ短いほど総体として経費がかからないという特徴があるため、積極的に募集を図ること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 被害概況調査（地図・調査票）
- 被害状況調査（地図・調査票）
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 被災者実態調査データ
- 公共施設分布図
- 都市計画概要図
- 用地リスト

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-11 応急仮設住宅等供給方針（案）
- 資料第 023-12 応急的な住宅の確保にあたっての留意点
- 資料第 023-13 【参考】応急的な住宅供給の概要（文京区）
- 資料第 023-14 【参考】応急仮設住宅建設可能用地調査票（発災後調査用）
- 資料第 023-15 【参考】公的住宅等一覧

資 166～170 ページ

3章

4 仮設住宅の建設・撤去

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課、施設管理課	住宅課、施設管理課

被災者向けの応急仮設住宅の建設を行うため、東京都と協力して建設工事の工事監理を行う。

また、都と調整しながら不要になった応急仮設住宅を撤去する。

一目で分かる! プロセスの概略

工事 着工後	仮設住宅建設の工事監理を行う
発災から 1年前後	応急仮設住宅の集約や解消への取り組み
入居者 退去後	都と調整しながら仮設住宅を撤去する

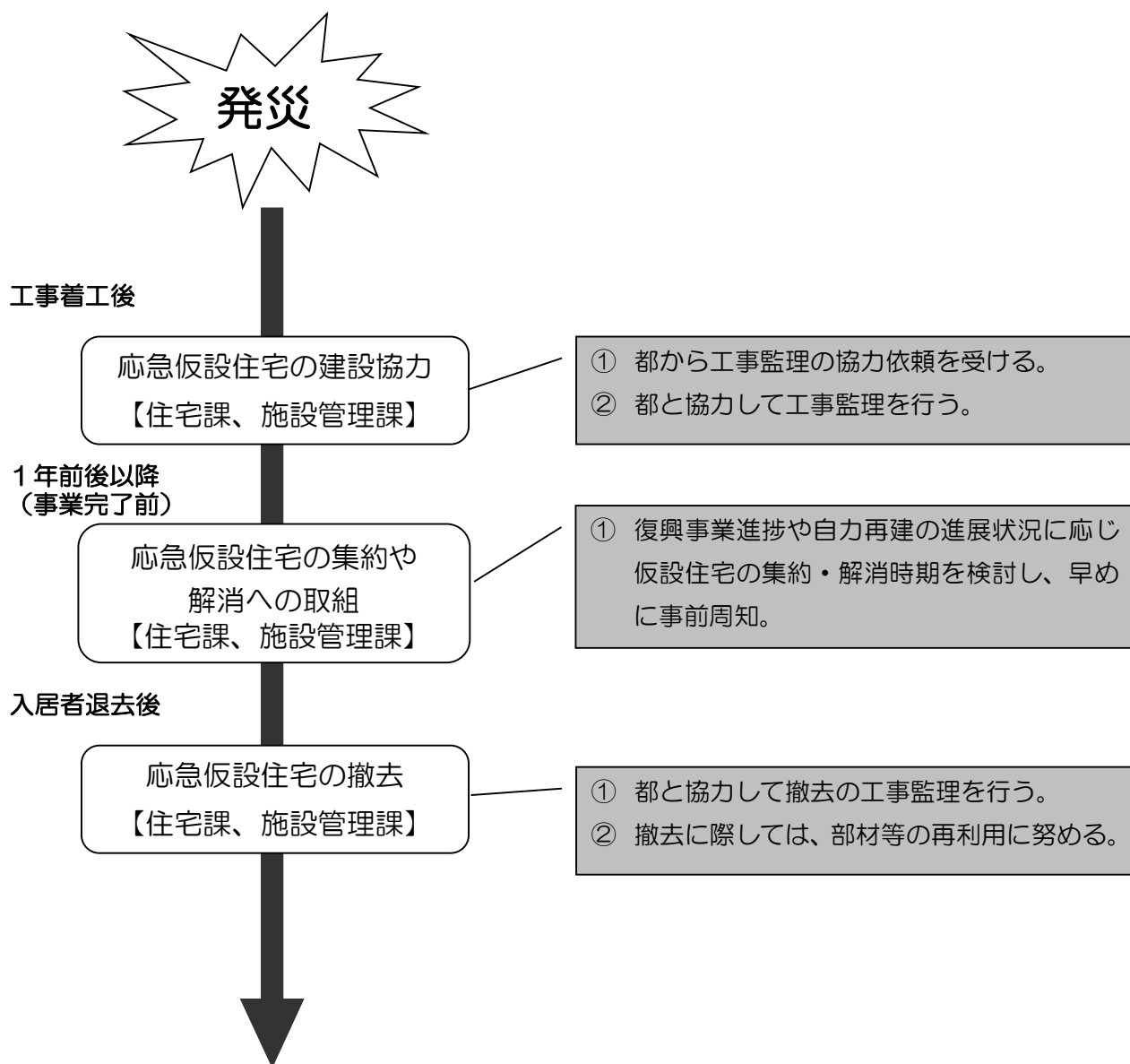
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 都と区の役割分担・費用負担について、東京都と協議しておくこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 仮設住宅位置図
- 仮設住宅設計図面等
- デジカメ
- 筆記具

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

3章

5 入居者の募集・選定

★地域防災計画
 II 防災本編
 第6章 区民生活の早期再建
 第8節 応急住宅対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

応急的な住宅（応急仮設住宅、一時提供住宅）の入居者募集・選定・入居手続を東京都と連携して行う。また、入居時における引越し等、さまざまな支援をボランティアと協力して行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1か月以降	入居者の募集事務の開始
1か月以降	入居者の選定作業
1か月以降	入居手続
入居時	入居作業支援（ボランティアの活用）

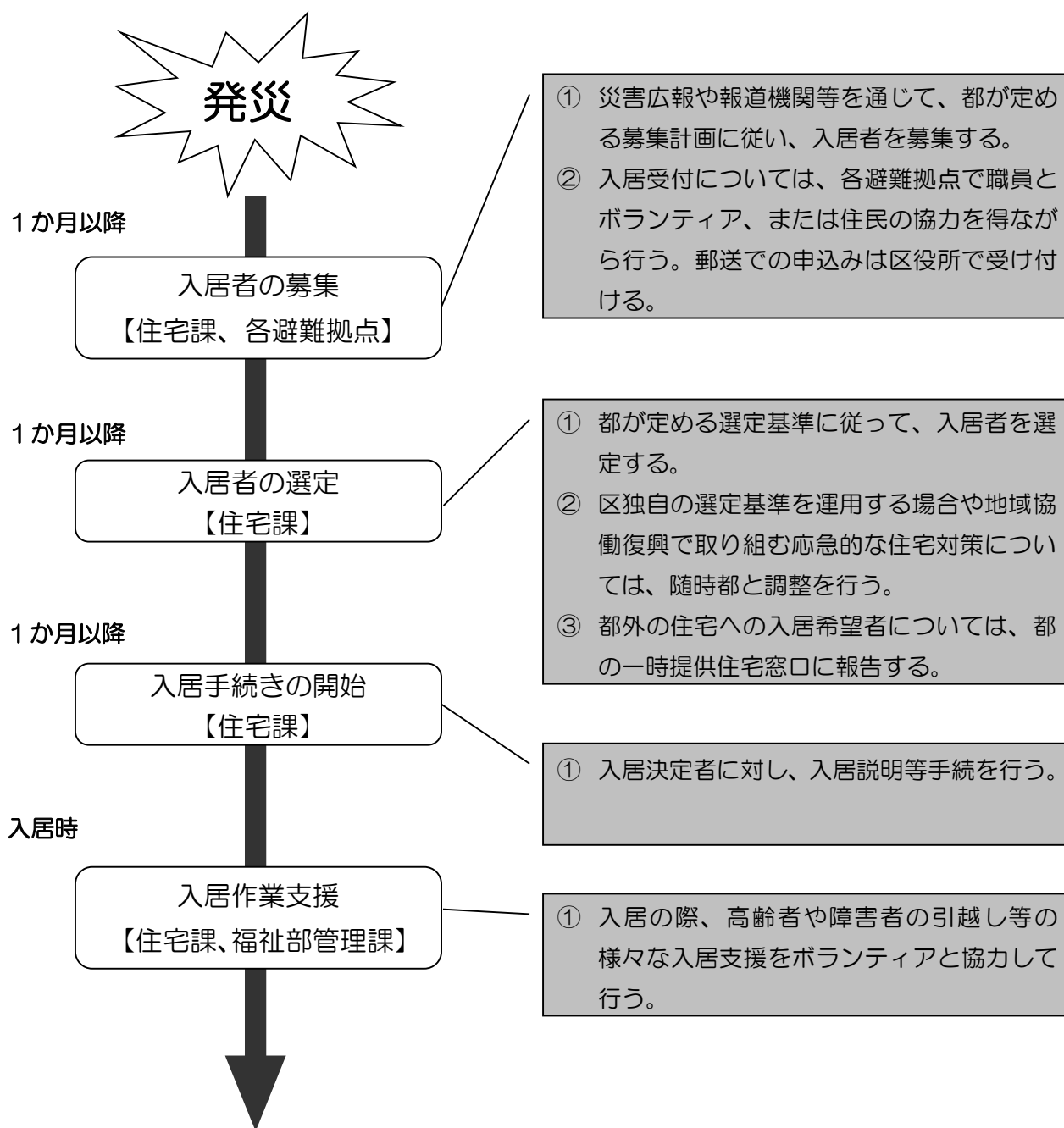
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留意事項

- 選定に当たっては、さまざまな世代の世帯をバランスよく選定し、社会的弱者のみの団地にならないよう留意する。
- 地域でまとめた入居案（複数家族のグループ入居、高齢者ケアのために近所づきあいを重視した入居等）が実現可能かどうか事前に都と協議を行っておくこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 仮設住宅設置箇所図
- 各種手続き書類
- ボランティア登録リスト
- 選定基準
- 筆記具

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-16 応急仮設住宅等入居者選定基準（案）
- 資料第 023-17 入居者募集の公表案文
資 171～172 ページ

3章

6 仮設住宅等応急的な住宅の管理

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第8節 応急住宅対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

応急的な住宅（応急仮設住宅、一時提供住宅）の運営・管理を行うとともに、入居者に対する安否確認、巡回相談等の生活支援サービスを行う。

一目で分かる! プロセスの概略

入居後	入居者名簿を作成する
入居後	入居者調査を実施する
入居後	入居者に対する巡回相談を実施する
入居後	入居者組織を育成する

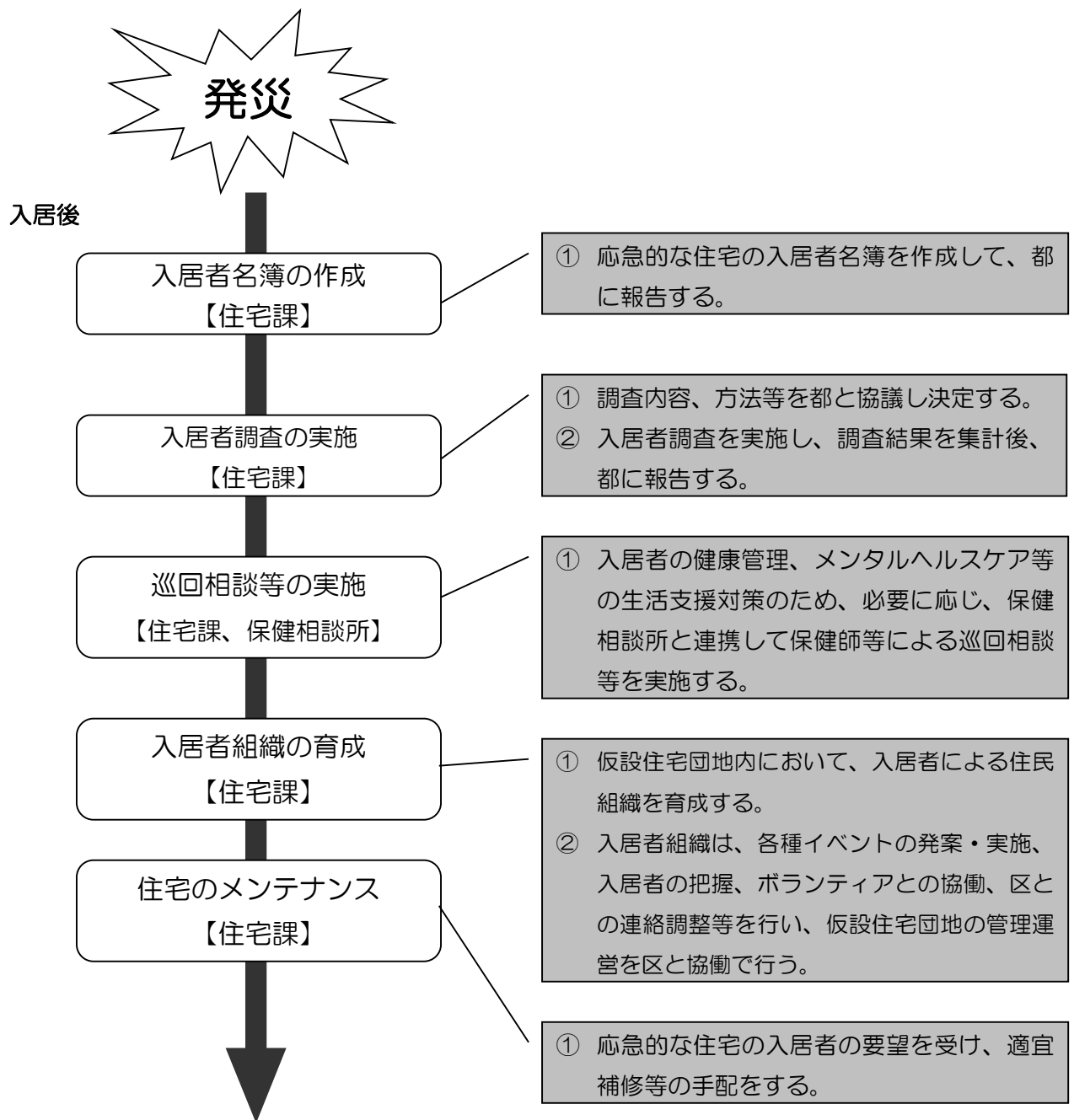
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

○ 入居者調査の調査内容、方法について都と調整すること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 入居者リスト
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 被災者生活実態調査データ
- 調査票
- 筆記具

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-18 東京都の入居者名簿フォーマット案
- 資料第 023-19 【参考】「仮設住宅入居実態調査」の概要
- 暮らしと健康の回復（第3編第1章第1節1）
資 173～174 ページ

第3章 第3節

自力再建への支援

住宅復興に当たっては、被災者による自力再建を基本とし、行政支援の充実によって自力再建が促進されるような条件整備を図っていく必要がある。

このため、自力再建に係る情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、震災の程度や社会経済状況、財源の状況等に応じて、住宅再建に対する支援メニューを検討していく。

3章

1 民間住宅に対する再建支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

被災者が良質な民間住宅（持家・民間賃貸住宅等）を確保できるよう、土地資産の有効活用を含めた住宅再建支援を行う。

特に被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、関係機関等と連携して支援する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2か月以降	国や都が行う再建支援事業を周知する
2か月以降	区独自で行う再建支援事業の募集を行う

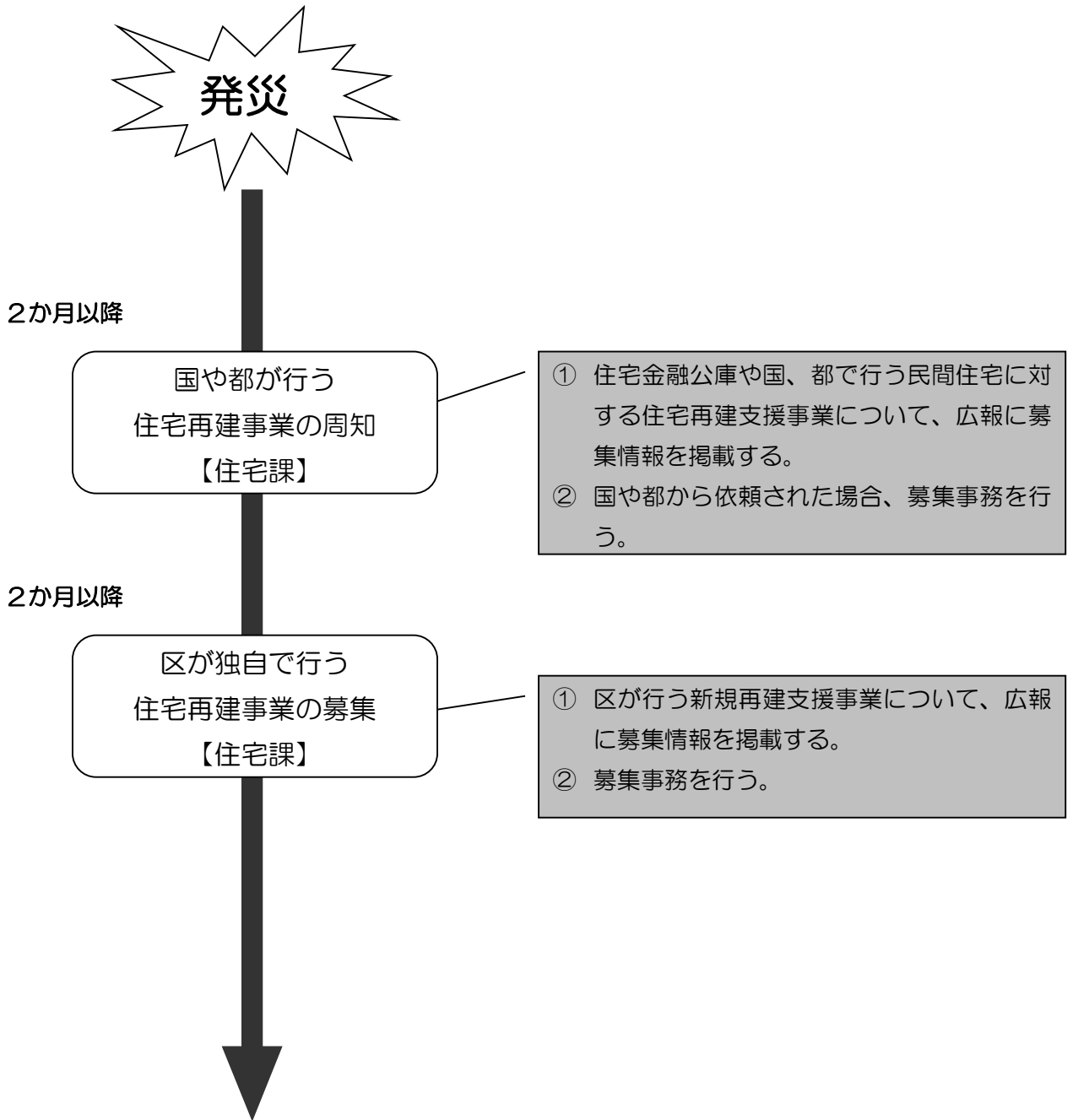
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 民間住宅に対する被災度区分判定の支援について検討すること。
- 持ち家被災者および被災建物所有者（オーナー）に対する、国や都で行う公的支援については資料編を参照。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 023-20 被災者のための各種支援事業
- ・ 資料第 023-21 被災者のための各種支援事業
(東日本大震災)

資 175～180 ページ

3 章

2 賃貸住宅入居者に対する再建支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

応急仮設住宅からの移転者や、応急住宅としての民間借上げ住宅などに入居後2年を経過した被災者のうち、民間賃貸住宅に入居する者について、一定期間、家賃負担の激変緩和措置などの支援を図る。

一目で分かる! プロセスの概略

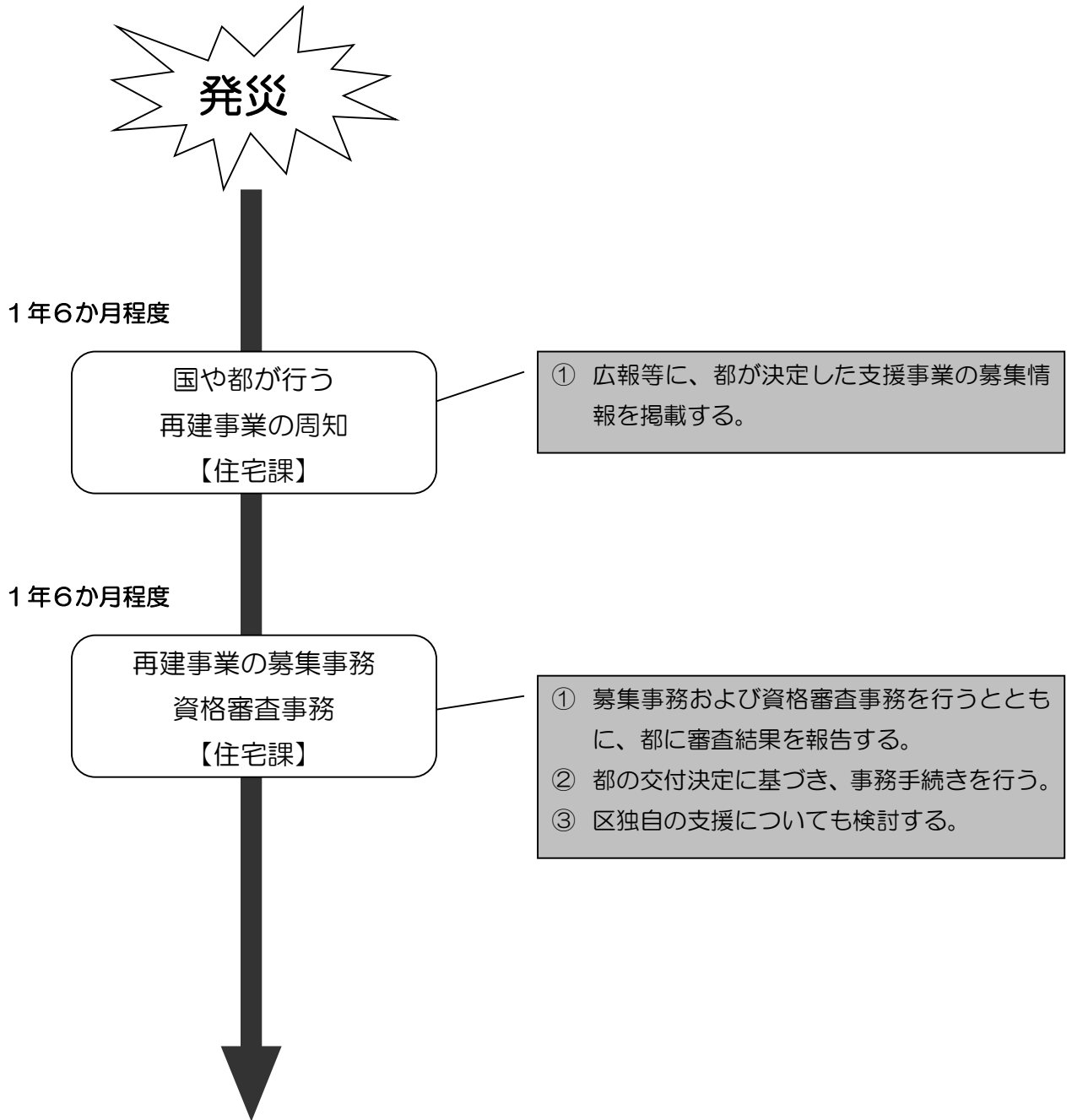
発災から 1年6か月程度	国や都が行う再建支援事業を周知する
1年6か月程度	募集事務・資格審査事務を行う

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事	前
準	備

留	意
事	項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

第3章 第4節

集合住宅再建への支援

被災集合住宅の再建を速やかに行うためには、区分所有者の合意形成が不可欠である。マンションの建替えの円滑化に関する法律に基づく建替えや、改修の実現をコンサルタントの派遣等により支援する。

また、被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想される。そのため、国や都で決定した融資制度等の情報提供など、関係機関と連携しながら再建を支援する。

3章

1 マンション建替え等の合意形成支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課、都市計画課 (みどりのまちづくりセンター)	住宅課、都市計画課 (みどりのまちづくりセンター)

被災マンションの再建を速やかに実施するため、マンション建替組合による被災マンションの建替えの促進を図る。

また、建替えに向けた住民等の合意形成の促進に向けて、アドバイザーの派遣などを実施する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1か月以降	各種アドバイザー制度の周知・募集
---------------	------------------

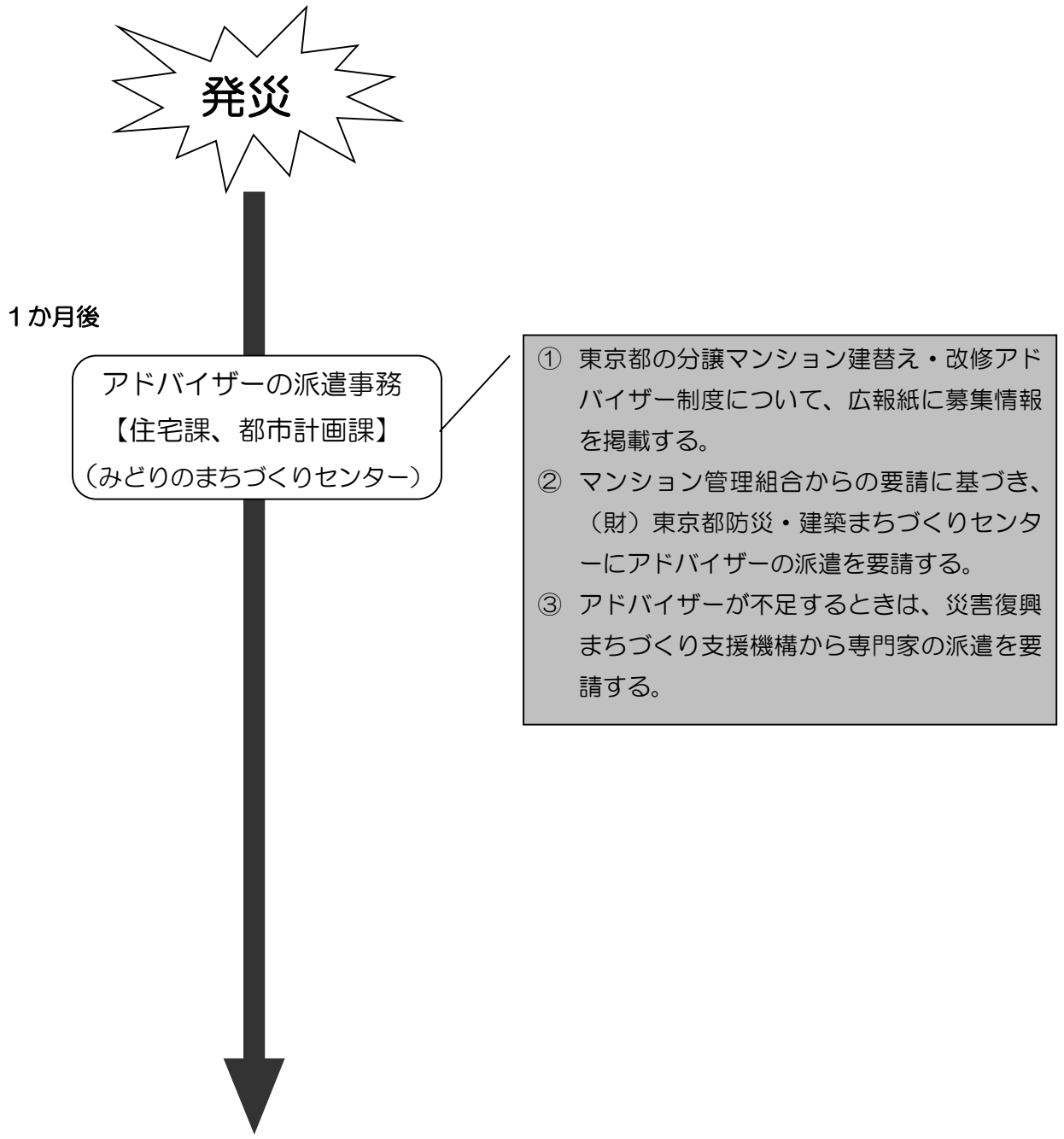
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

- 環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

留意
事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

3章

2 マンションの建替え・補修支援事業

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

被災後においては、平常時と比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、被災マンションの建替えおよび補修に対して、東京都と連携して支援を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 3 か月以降	マンションの補修に係る支援事業の募集事務
-----------------------	----------------------

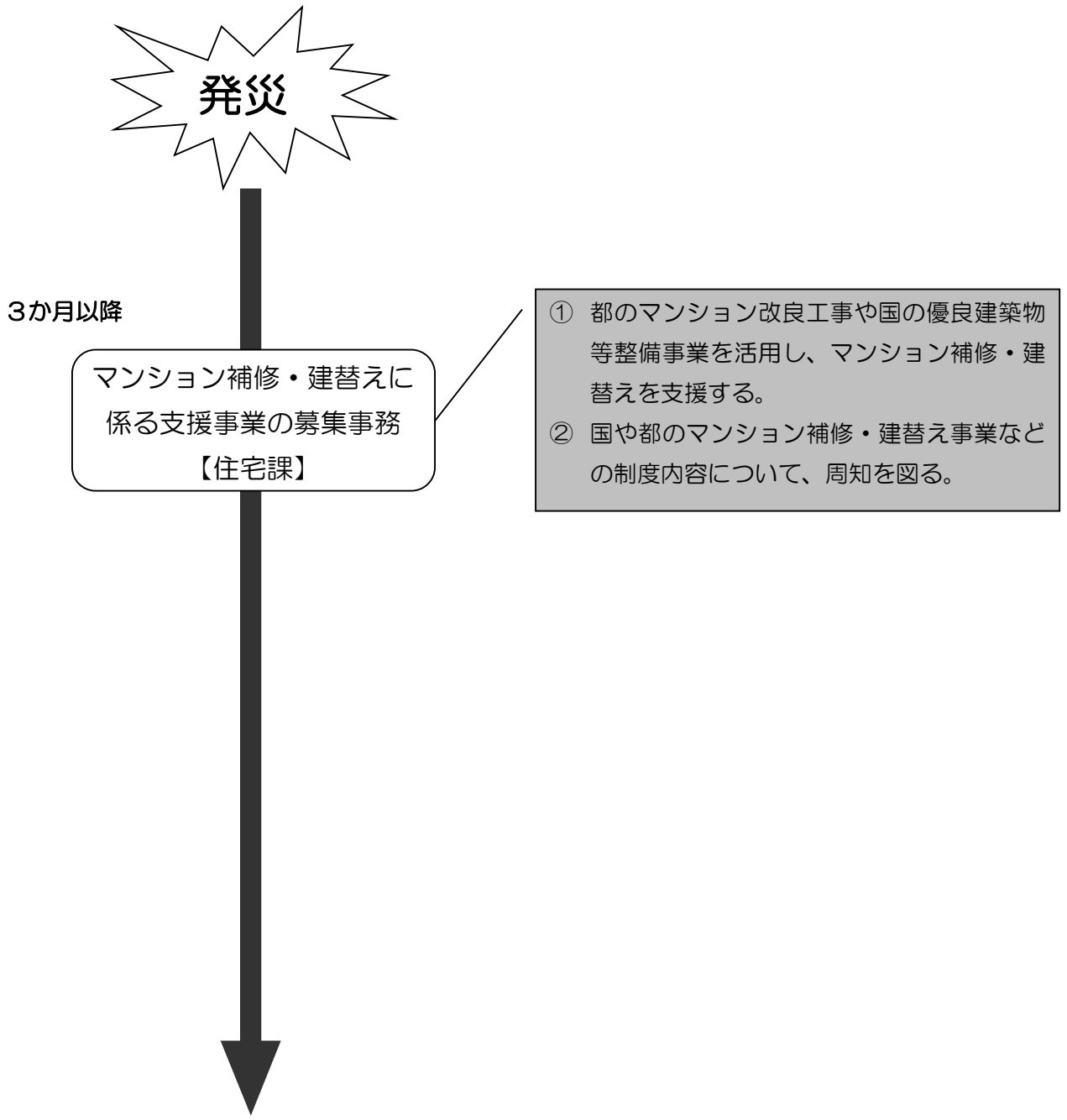
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 区独自の支援事業を検討する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

第3章 第5節

区営住宅

被災者の住宅の復興は、被災住宅の自力再建を基本とするが、各種自力再建支援策をもってなお自力再建が困難な被災者に対応するため、練馬区、東京都、東京都住宅供給公社や都市機構の協力の下に、公営住宅等の公的住宅の的確な供給を進める。

その際、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案したうえで、長期的な視点に立って施策を推進する。

また、災害時の一時的な需要量の増加に対し、民間賃貸住宅の借上げ等を主体とした住宅供給促進を図る。

1 区営住宅の補修・建替え

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

被災度区分判定により、補修・補強が必要とされた区営住宅等について、迅速・適切に補修・補強工事を実施する。同様に、建替えが必要になった区営住宅等も速やかに建替えを行う。

一目で分かる! プロセスの概略

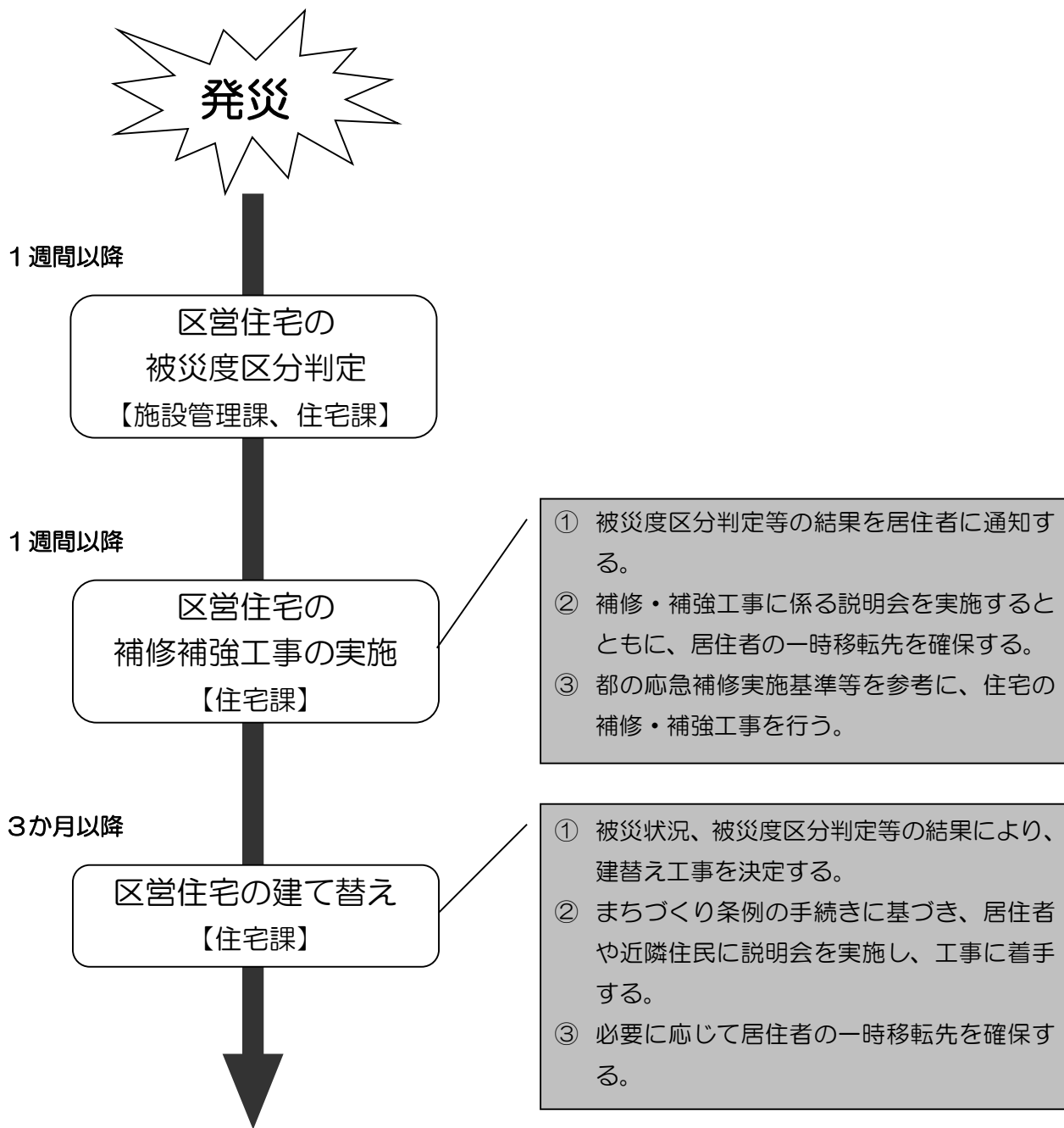
発災から 1週間以降	区営住宅の補修・補強工事の実施
3か月以降	区営住宅の建て替え

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

☆ この項に関連する資料ページ

・

・

3章

2 民間住宅の買取り・借上げ

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第8節 応急住宅対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

各種自力再建支援の施策によってもなお自力再建が困難な被災者に対しては、災害復興公営住宅の供給を図る必要がある。その際、迅速な公的住宅の供給が求められることから、区として民間住宅の買取り・借上げによる供給についても検討する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以降	民間住宅の買取り・借上げの検討
6か月以降	仮設住宅居住者への意向調査の実施
6か月以降	入居者の募集・選定・手続を行う

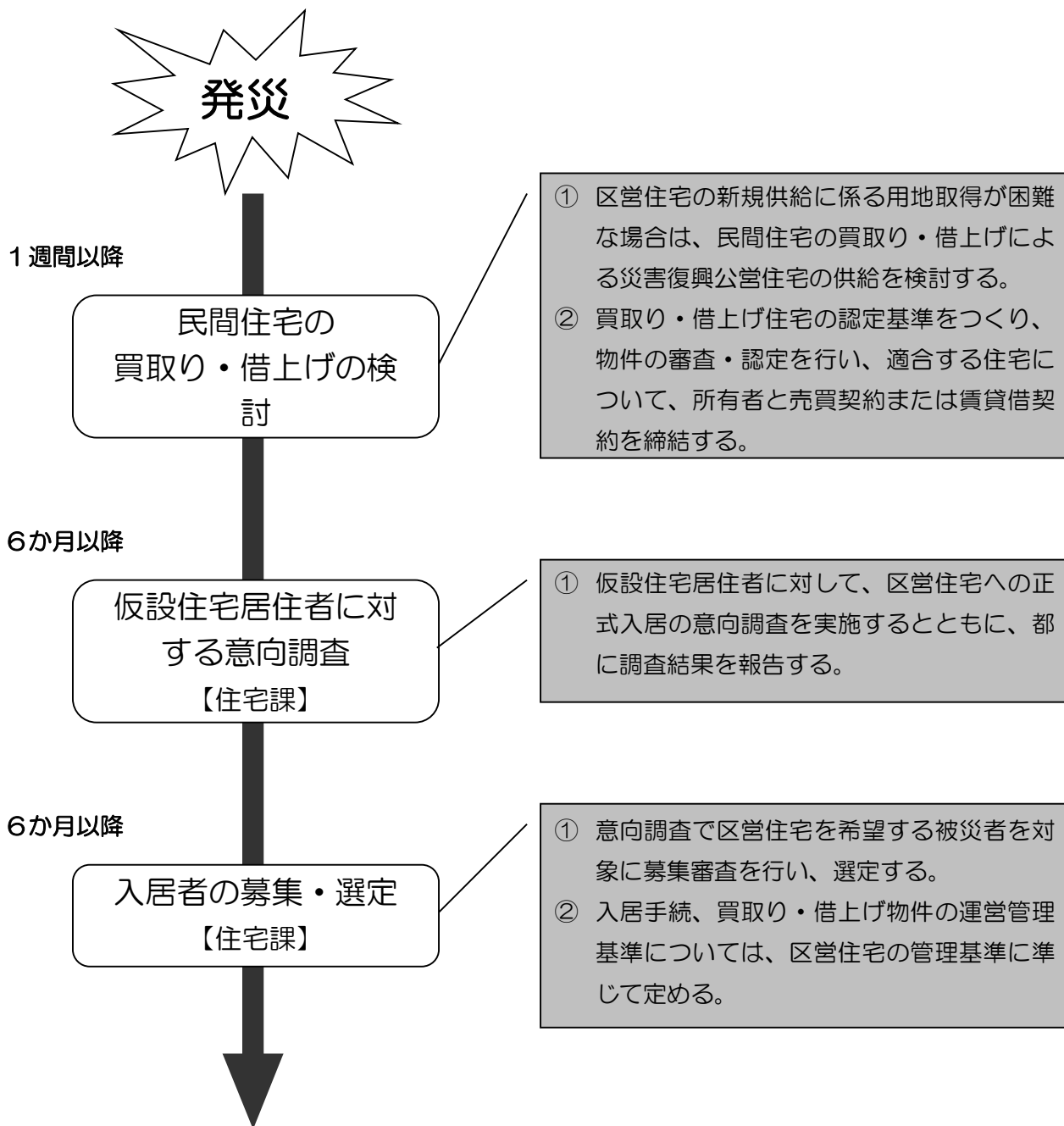
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 災害復興公営住宅は、資力のない応急仮設住宅等の居住者を対象とするため、家賃収入が期待できない。そのため、災害復興公営住宅の大量供給は、将来の区の財政を圧迫することから、借上げ等の施策を積極的に活用すること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

☆ この項に関連する資料ページ

・

・

